

下関市教育委員会 3月定例会 別冊資料

令和2年3月27日(金) 15:00～  
教育センター 3階中研修室

【目次】

[議案(非公開)]

- 第17号 下関市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に  
関する規則 ..... P 1
- 第18号 下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の  
一部を改正する規則 ..... P 4

[報告事項(非公開)]

- 下関市立小学校への通級指導教室新設について ..... P 8

下関市教育委員会

議案第17号

下関市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に  
関する規則

上記の議案を提出する。

令和2年3月27日

下関市教育委員会

教育長 児玉 典彦

下関市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に  
関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年山口県条例第11号)に基づき、下関市立学校に勤務する地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(下関市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和元年条例第6号)又は下関市立高等学校会計年度任用講師の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(令和2年条例第〇〇号)の適用を受ける職員を除く。以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間の割振り等)

第2条 会計年度任用職員の週休日(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)及び校務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の週休日に限る。)、勤務時間及び休憩時間は、山口県教育委員会が定める基準により、あらかじめ校長が定めるものとする。

2 校長は、校務の運営のため必要があると認めるときは、4週を超えない範囲内で定める期間について1週間当たりの勤務時間が38時間45分（パートタイム会計年度任用職員にあっては、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年山口県人事委員会規則第7号。以下「人委規則」という。）第2条第1項の規定により定められた勤務時間。以下この項において同じ。）を超えない範囲内で、特定の週において38時間45分又は特定の日において7時間45分を超える勤務時間を定めることができる。

3 校長は、会計年度任用職員に週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日の振替えを行うことができる。  
（正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令）

第3条 人委規則第8条の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。

（休日における勤務の命令）

第4条 人委規則第9条の規定による休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。

（代休日の指定）

第5条 人委規則第10条第1項の規定による代休日の指定は、校長が行うものとする。

（代休日における勤務の命令）

第6条 人委規則第10条第2項の規定による代休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。

（年次有給休暇）

第7条 校長は、会計年度任用職員から人委規則第11条第2項の規定による年次有給休暇の請求があった場合において、その時期に年次有給休暇を与えることが校務の運営に支障があると認めるときは、他の時期に与えることができる。

（年次有給休暇以外の休暇の承認）

第8条 人委規則第12条第4項の規定による承認は、校長が行うものとする。

## 附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、  
下関市立学校に勤務する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関  
する規則を制定するもの。

下関市教育委員会

議案第18号

下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を  
改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年3月27日

下関市教育委員会

教育長 児玉 典彦

下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を  
改正する規則

下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成21年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「下関市立高等学校教員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(平成17年条例第96号)又は」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員又は下関市立高等学校教員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(平成17年条例第96号)若しくは」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（時間外在校等時間）

第7条 教育職員（県条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。）の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に定める在校等時間をいう。）から公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第6条第3項各

号に掲げる日（代休日が指定された休日を除く。）以外の日における正規の勤務時間を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）は、上限時間（1箇月について45時間、1年について360時間をいう。次項において同じ。）を超えない範囲内とする。

2 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に上限時間を超えて業務に従事させる必要がある教育職員の時間外在校等時間については、前項の規定にかかわらず、1箇月について100時間未満及び1年について720時間を超えない範囲内とする。この場合における当該教育職員の時間外在校等時間は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 1箇月について45時間を超える月数が1年について6箇月を超えないこと。

(2) 1年を1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間における1箇月当たりの平均時間が80時間を超えないこと。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

#### 提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の改正に伴い、必要な条文整備を行うもの。

## 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の サービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を 図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

### ○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるもの。

### ○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園  
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

### ○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

#### <基本とする時間>

○在校している時間

#### <加える時間>

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

#### <除く時間>

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

### ○上限時間

- ①1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ②1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで）

## ○教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
  - － 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
  - － 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

## ○留意事項

### (1) 上限時間について

- ・ 本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・ 本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではならない。

### (2) 虚偽の記録等について

- ・ 在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

### (3) 持ち帰り業務について

- ・ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

### (4) 都道府県等が講ずべき措置について

都道府県及び指定都市においては、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (5) 文部科学省の取組について

文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各サービス監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 等

## ○附則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。



下関市立小学校への通級指導教室新設について

下関市立安岡小学校、下関市立熊野小学校に、下記のとおり通級指導教室を設置することとなりましたので、報告いたします。

記

1. 設 置 校

下関市立安岡小学校  
下関市立熊野小学校

2. 設 置 年 度

令和2年度より

3. 設 置 目 的

下関市内各通級指導教室の混雑状況を改善するとともに、自校で通級による指導を受けられるようにすることで、児童一人一人の教育的ニーズに沿ったきめ細かな指導、支援を実現するため。

4. 参 考 通級指導教室既設校

- (1) 小学校・・・名池小学校、江浦小学校、小月小学校  
豊浦小学校、山の田小学校、誠意小学校
- (2) 中学校・・・日新中学校、彦島中学校